

経済新生対策の進捗状況

平成 12 年 10 月 19 日

経済企画庁

経済新生対策の進捗状況

平成12年10月
経済企画庁

| 経済新生対策 | 進捗状況 |
|---|--|
| <p>1. 日本経済のダイナミズム発揮のための施策</p> <p>1. 中小企業・ベンチャー企業振興</p> <p>1 (1) 産業と雇用を生み出す中小企業政策の構築 規格大量生産型産業の拡大が限界に達した今日、我が国経済が新たなフロンティアを切り拓く上で多様性と独創性の発揮が不可欠である。しかしながら、近年の開業率の趨勢的低下に見られるように、我が国経済の活力の減退が懸念される状況にある。日本経済のダイナミズムを発揮するためには、多数の中小企業が創意工夫を生かして活躍し、日本経済の牽引車となることが期待される。</p> <p>このため、これまでの中小企業政策の理念を転換し、中小企業を我が国経済のダイナミズムの源泉と位置づけるとともに、多様で活力ある中小企業の成長発展を目指すことを基本理念とする。個々の政策については、利用者の立場に立った使いやすいものとするとし、①経営革新・創業の促進、②経営基盤の強化、③環境の激変への適応円滑化へと再構築する。</p> <p>このような産業と雇用を生み出す中小企業政策の構築を行うため、今臨時国会において中小企業基本法の改正を期すとともに、後述のとおり、関係法令の改正をはじめ、必要な施策を推進する。</p> <p>今回の総合的な政策により、新規株式公開企業数の大幅な増加とともに、「起業の倍増」即ち</p> <p>①5年後において、年間開業企業数が10万社程度増加（現在14万社）</p> <p>②今後3～5年の間に、創造的な中小企業数（注1）が1万社程度増加することが期待される（注2）。</p> <p>（注1）創造的な中小企業 新規性を有する生産、販売及び役務提供の技術の開発、その成果の利用のための需要開拓等を行う中小企業（創造的中小企業として中小創造法の認定を受けている企業数は現在約5,000社）</p> <p>（注2）これらの数値は多様で活力ある中小企業の望ましい姿を展望したものであり、企業の設立または上場は本来的に個人ないしは企業の自主的判断によることから、他の政策目標と比べて、政策との因果関係が弱いことに留意する必要がある。</p> | <p>・昨秋の臨時国会で中小企業基本法等の一部を改正する法律が成立、12月3日に公布、施行された。</p> <p>・12年9月末までの新規株式公開企業は中小企業も含め65社となっており、着実に増加傾向にある（10年62社、11年73社）。</p> <p>・開業企業数は、次回の事業所・企業統計（13年実施予定）の結果が明らかになるまで正確な数値は把握できないが、雇用保険の新規適用事業所数で見ると、12年1月から5月までの合計で、対前年同期比23.2%増となっている。</p> <p>・11年10月末で5,535件であった中小創造法認定件数は、12年8月末で6,770件。</p> |
| <p>1 (2) 創業・ベンチャー等の振興</p> <p>①資金供給の円滑化・多様化 中小企業等の資金調達、これまで間接金融を中心とするものであったが、今後、民間のリスクマネー供給の円滑化等により需要に応じた多様な資金調達的手段</p> | <p>・昨秋の臨時国会で、中小企業信用保険法及び信用保証協会法を改正する法律が成立、12年4月1日から、一定の財務内容を有する中小企業の私募債発行に対し、信用保証を付与する制度が創設された。11年度第2次補正予算において、</p> |

| 経済新生対策 | 進捗状況 |
|--|---|
| <p>を確保する観点から以下の措置を講ずる。</p> <p>(資金調達の実施)の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たす中小企業の私募債発行に対する信用保証の付与 ・投資事業組合(ベンチャーキャピタルファンド)への公的機関による出資の拡充 ・無議決権株式の発行上限の拡大等商法上の特例措置 <p>(担保の乏しい企業に対する資金供給)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保の乏しい中小企業のワラント債を中小企業金融公庫が引き受ける制度の創設 ・ベンチャー企業等に対する日本政策投資銀行等の知的財産権担保融資等の積極的活用 <p>(創業者、小規模企業等に対する資金供給)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業者、小規模企業等を対象とする無利子設備資金貸付・リース制度の創設 ・国民生活金融公庫の新規開業支援貸付制度の拡充 ・新規開業向け貸付等マル経融資制度の特別措置の延長 ・女性起業家・高齢者起業家支援資金の拡充 <p>②人材・組織面の制度改正</p> <p>中小企業・ベンチャー企業の人材確保の円滑化を図り、また、組合形態での創業の促進など、企業の発展・成長段階に応じた多様な組織形態の選択を可能とするため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストックオプション制度の拡充、事後設立に係る検査役調査の扱い等商法の特例措置 ・中小企業組合から会社への組織変更制度の導入 | <p>信用保証協会基金補助(115億円の内数)、中小企業総合事業団出資(3,190億円の内数)を計上(12年8月末現在、1,090件、1,122億円の保証承認を実施)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12年9月末までに中小企業総合事業団から7組合50.5億円、産業基盤整備基金から1件10億円の出資を実施。 ・12年9月末までに、日本政策投資銀行から30億円の出資を実施。 ・昨秋の臨時国会で新事業創出促進法が改正され、12年3月より同法の認定企業に無議決権株式の発行条件拡大と議決権復活猶予期間の延長を認める制度が創設。12年9月末現在、認定企業43社、本特例の利用予定企業4件。 ・昨秋の臨時国会で中小企業金融公庫法が改正され、成長新事業育成特別融資制度(担保の乏しい中小企業のワラント債を中小企業金融公庫が引き受ける制度等)が創設された(12年2月17日～17年3月31日)。11年度第2次補正予算において中小企業金融公庫への出資(888億円の内数)を計上。実績は、12年9月末現在で、33件27億円(うちワラント債引受5件29億円)。 ・日本政策投資銀行は、11年度は、33社に対し21億円、12年度は、9月末現在16社に対し10億円の知的財産権担保融資を実施。 ・昨秋の臨時国会で中小企業近代化資金等助成法を改正する法律が成立、12年4月1日より新制度の運用を開始し、8月末現在、資金貸付405件41億円、貸与902件134億円を実施。 ・国民生活金融公庫の新規開業支援貸付制度については、貸付対象要件を緩和(12年1月～17年3月)し、12年1月から9月までに、12,330件870億円の融資を実施。 ・新規開業向け貸付等マル経融資制度の特別措置を13年3月まで一年間延長。11年度は、貸付件数175件、貸付金額6.5億円、12年度は、9月末現在で142件5.2億円の貸付を実施。 ・12年1月に、女性起業家・高齢者起業家支援資金について、担保徴求免除等の特別措置を行った。11年度は1,766件105.4億円、12年度は8月末現在、1,220件77億円の貸付を実施。 ・昨秋の臨時国会において、新事業創出促進法を改正する法律が成立、12年3月より、同法の認定企業にストックオプション付与上限枠等の拡大を認める制度が創設された。9月末現在、認定企業43社、うちストックオプション利用予定企業42社。 ・昨秋の臨時国会において、中小企業団体の組織に関する法律が改正され、12年3月より、中小企業組合から会社への組織変更制度が創設された。12年9月末までに会社化した組合26件。 |
| <p>1 (3) 人材・技術・情報等経営資源の確保と円滑化</p> <p>①中小企業の多様なニーズに対応して、人材、技術、知識、情報等のソフトな経営資源の円滑な確保をワン</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・11年度第2次補正予算において48億円を計上し、以下の事業を実施。 |

| 経済新生対策 | 進捗状況 |
|---|--|
| <p>ストップサービス型できめ細かく支援できる体制を整備する。このため、国レベルの支援センター、都道府県等のレベルでの支援拠点、さらに中小企業が抱える悩みを気軽に相談できるより身近な地域毎の支援拠点を整備する。その際、情報ネットワークの活用等により、これら3者間の連携を促進するとともに、従来の中小企業団体に限定せずに、民間専門家の能力の最大限の活用を図ることとする。</p> <p>②中小企業技術革新制度（SBIR）や産学官の連携を充実するとともに、中小企業、ベンチャーの情報化の施策として、中小企業等の競争力強化、雇用拡大を図るため、情報技術を有効活用した経営効率や経営環境の改善に資するソフトウェア等を開発し、その普及を積極的に推進する。</p> <p>③フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等新事業展開に向けた経営資源の相互補完の促進を図る。</p> <p>④後継者問題が深刻となっている地場産業や伝統的工芸品産業について、人材の育成・確保や事業活動の普及、啓発の促進を図る。また、中小小売業等の経営資源の活用を進め、中心市街地の活性化を図る。</p> | <p>国レベルの支援センター事業：11年度中に、全国8箇所に中小企業ベンチャー総合支援センターの設置完了、相談事業を開始（12年8月末現在、相談実績3,290件）。都道府県等のレベルでの支援センター事業：11年度中に47箇所の都道府県等中小企業支援センターを設置完了。相談事業を開始（12年9月末現在、相談実績40,314件）。</p> <p>地域中小企業支援センター：12年9月現在、全国193箇所設置。専門家派遣、各種情報提供等実施中（12年8月末現在、相談件数17,635件、専門家派遣1,518件実施）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業技術革新制度（SBIR）については、11年度は40の特定補助金等を指定して、中小企業者等に対する支出の目標額を約110億円とした（実績額は通産省にて現在集計中）。12年度は47の特定補助金等を指定し、中小企業者等に対する支出の目標額を約130億円とした。 ・中小企業取引広域受発注マッチング情報システムの開発・実証事業（2.4億円）、中小小売商業情報化促進事業（5億円）、情報処理振興事業協会（IPA）による支援ソフトウェアの公募事業（133億円）を実施中（括弧内は11年度第2次補正予算）。 ・11年度第2次補正予算において2.1億円を計上し、チェーン本部の事業概要や契約条件等に関するデータベースを整備し、12年5月に一般公開した。また、フランチャイズ・チェーンの仕組みや、チェーン本部と加盟店との間で適正な取引を図るためのルール等を周知するため、フランチャイズ・フェアを開催（12年3月、6会場）。 ・11年度第2次補正予算において4億円を計上し、販路開拓支援等の措置を講じることにより地場産業を抱える地域経済の円滑な転換の促進を図った。12年度は、意欲的な地域中小企業による活動を支援するための地域グループ活動事業費を新設し予算の大幅拡充（13億円）を実施。 ・11年度第2次補正予算において4億円を計上し、産地活性化調査研究事業を実施し若手従事者の意識改革・能力向上を図るとともに、学生、社会人等が伝統工芸士の技に直に触れる機会を提供する未来の伝統工芸士発展事業（参加者数延べ34,564人）等を実施。 ・11年度第2次補正予算において、商業・サービス業集積関連施設整備補助金を10億円計上し、全国11市町において商業基盤施設の整備事業が実施されており、12年度は、全ての事業が完了予定。 |
| <p>1 (4) 金融経済環境の激変への適応円滑化 金融経済環境の激変への適応円滑化を図るため、中小企業金融安定化特別保証を13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加するとともに、雇用の増大</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融安定化特別保証制度の延長等については、保証枠を計30兆円とし、適用期限を1年間延長した。12年9月末現在で約141万件、23.6兆円の保証を実施。 |

| 経済新生対策 | 進捗状況 |
|---|--|
| <p>等建設的努力の計画を有することを対象要件に加える。その際、本年9月から実施している創業・ベンチャー向け特別保証について、来年度も引き続き保証枠を適用する。また、中小企業者・農林漁業者等に対する政府系金融機関等による金融環境に対応した融資制度及び金利減免措置の延長等を行う。さらに、後述のとおり倒産法制の整備を行う。</p> | <p>・創業・ベンチャー関連保証については、12年9月末現在で、2,356件168億円の保証を実施（うち創業関連保証は1,818件111億円）。</p> <p>・政府系金融機関等による貸し渋り対応の各種融資制度の取扱を、13年3月末まで一年間延長するとともに、金利減免措置の取扱を、12年10月まで一年間延長。</p> |
| <p>2. 戦略的重点的技術開発の推進 2(1) ミレニアム・プロジェクト等重点分野の技術開発の推進</p> <p>①情報化 平成17年度までに、すべての国民が場所を問わず超高速のインターネットを自由自在に活用して、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行えるインターネットとコンピューティング環境を創造する。また、平成15年度までに電子政府を実現させるために不可欠な技術開発を行う。</p> <p>これにより、現在のインターネットの1万倍の処理速度と3万倍の接続規模（注）を有し、利用者を目的の情報に安全かつ的確に導くスーパーインターネットを実現する。また、安心して、誰もが高度な情報処理とネットワーク接続を簡単に行える新世代コンピューティングを実現する。</p> <p>注：現在のインターネットの処理速度：数十～数百Mbps 現在の接続規模：コンピュータ3,700万台</p> <p>②高齢化 平成16年度を目標に痴呆、がん等の高齢者の主要疾患のオーダーメイド医療を実現し、画期的な新薬の開発に着手するとともに、拒絶反応のない自己修復能力を利用した骨、血管等の再生医療を実現する。疾患予防、健康維持のための植物の高品質化によるアレルギーフリー等高機能食物及び農薬の少ない稲作を通じて、健康な食生活と安心して暮らせる生活環境を実現する。</p> <p>このため、痴呆、がん等の遺伝子情報の解明、ヒトゲノムの多様性の解明、イネゲノムの有用遺伝子解析、遺伝子情報を利用した実用化技術の開発等を行う。</p> <p>③環境対応 地球温暖化防止のため、次世代燃料電池実用化技術、テクノスーパーライナーのトータル・サポート・システム（最適運航支援等）等次世代技術の開発を行う。また、安心・安全の生活のため、ダイオキシン関連技術開発、環境ホルモン（内分泌攪乱物質）のリスク評価、適正管理技術の開発、処理困難廃棄物等のリサイクル・リユース技術の開発を行う。</p> | <p>・ミレニアム・プロジェクトにおける「IT21（情報通信技術21世紀計画）の推進プロジェクト」として、12年度予算において152億円を計上し、超高速インターネットの実現、新世代コンピューティングの実現等を目的とする技術開発等を実施。</p> <p>・「電子政府実現プロジェクト」として、12年度予算において99億円を計上し、政府認証基盤（GPKI）等電子政府の基盤整備、申請・届出手続等の電子化等を目的とする技術開発等を実施。</p> <p>・ミレニアム・プロジェクトにおける「ミレニアム・ゲノム・プロジェクト」として、12年度予算において640億円を計上し、ヒトゲノム解析、イネゲノムの有用遺伝子の単離・機能解明の促進等を目的とする技術開発等を実施。</p> <p>・ミレニアム・プロジェクトにおける環境対応のプロジェクトとして、燃料電池の実用化（14億円）、テクノスーパーライナーの運航（9億円）、ダイオキシン類対策・環境ホルモン対策・リサイクル促進（104億円）等を目的とする技術開発等を実施。（括弧内は12年度予算）</p> |

| 経済新生対策 | 進捗状況 |
|--|--|
| <p>④その他 メガフロート、フリーゲージトレイン等重点分野の技術開発を推進する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・なお11年度補正予算におけるミレニアム・プロジェクトの関連事業としては、情報化、高齢化、環境対応について総額300億円程度を計上。 ・メガフロートについては11年度第2次補正予算において8億円、12年度予算において2億円計上し、平成12年度中にメガフロートの安全性・信頼性を確立するとともに、移動式防災拠点として活用するための機能要件等の整理を行うなど、導入環境の整備を引き続き実施する予定。また、新形式メガフロートの基礎的技術を確認する予定。 ・フリーゲージトレインについては11年度第2次補正予算において23億円、12年度予算において9億円を計上し（加えて予備費分9億円）、11年度は、米国プエブロの試験線で速度向上試験、性能試験、高速耐久試験を実施。12年度は、3両編成化や軌間可変地上設備の整備を行い、引き続き米国での試験を継続するとともに、新下関駅付近の車両基地を整備中。 |
| <p>2 (2) 創造的な研究開発体制の整備と産学官の連携強化</p> <p>①研究者側のイニシアティブにより先導的・独創的な研究や産学官共同の研究開発を飛躍的に発展させるための基盤となる施設、設備の整備等を行う。また、国立大学、国立試験研究機関等の研究施設、知的基盤の整備を図る。</p> <p>計量標準、化学物質の安全性データ等研究開発活動、経済社会活動を支える知的基盤については、平成13年までに欧州並み水準に整備することを目指すとともに、分野毎に機動的に対応しながら、平成22年を目途に米国並みの整備状況を目指す。</p> <p>②産学官連携の一層の推進を図るため、国立大学教官等の民間企業役員との兼業規制のあり方について検討を進め、早急に結論を得る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究者側のイニシアティブにより先導的・独創的な研究を飛躍的に発展させるため、その基盤となる大学等の施設・設備等を重点的に整備（11年度第2次補正予算1,713億円）。その際、社会的要請が強く今後の発展が期待される研究分野（バイオサイエンス・生命科学、宇宙・天文学、加速器科学、核融合・エネルギー、環境・海洋、防災、物質・材料科学、情報・通信、産学連携）に重点化。 ・大学の技術シーズを将来の実用化につなげるため、文部省・通商産業省両者からの補助金（マッチング・ファンド方式）による産官学連携については、11年度第2次補正予算において60億円を計上し、12年3月に33件のプロジェクトを採択。13年3月末まで研究を推進する予定。 ・11年度第2次補正予算において、国立試験研究所の施設整備費として農業生物資源研究所、物質工学工業技術研究所、電子技術総合研究所等の施設整備を実施。 ・11年度は第2次補正予算において178億円を計上し、20種類の計量標準の供給体制を整備するとともに、化学物質ハザードデータベースのうち安全性データが存在しない23物質の試験を行い、また、ヒト完全長cDNAの塩基配列の解読などを実施。 ・12年度予算において101億円計上し、上記に加えて、約45種類の計量標準供給体制を整備するとともに、約1,900物質の化学ハザードデータベースの公表、約6,000個のヒト完全長cDNAの塩基解読等を実施する予定。 ・国立大学教官等がその研究成果の事業化を企図する民間企業の役員を兼業すること、及び、民間企業の監査役を兼業することについて、一定の要件の下でみちを開くこととした（閣議了解）。これを受け、役員兼業の公益性を明確化する産業技術力強化法及び役員兼業の承認基準等を定める人事 |

| 経済新生対策 | 進捗状況 |
|--|--|
| | 院規則を制定し、12年9月末現在、技術移転事業者（TLO）の取締役との兼業12人、研究成果活用企業の取締役との兼業18人、監査役との兼業6人が承認済。 |
| <p>3. 成長分野や事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革</p> <p>3 (1) 規制緩和推進3か年計画の前倒し等 規制緩和推進3か年計画における各項目については、その実施や検討を可能な限り前倒しする。 基準認証等については、製品安全等一部の制度においては既に国際的な相互承認への対応や自己確認・自主保安を基本とした制度へ移行させるための法律改正がなされているが、その他の制度についても、国が関与する範囲の必要最小限化、自己責任原則への移行、国際整合化等の観点から、早急に見直しを行い、必要な法令改正等の措置を講ずる。</p> | <p>・12年3月に「規制緩和推進3か年計画」の再改定を行い、実施予定時期の具体化、明確化を図る他、1,268事項の個別の規制緩和措置等を盛り込んだ。</p> |
| <p>3 (2) 成長分野における規制緩和・制度改革 インターネットとの接続に関し、新規事業者がMDF（主配線盤）接続により、DSL（デジタル加入者回線）サービスを競争的環境下で提供できるようNTTアクセス網のオープン化を推進する。このための新たな接続ルールを平成12年度中を目途に策定することにより、インターネット通信料金の低廉な定額料金制の導入を促進する。</p> | <p>・東西NTTに対し、DSLサービスに係るMDF接続の条件等を東西NTTの接続約款に記載することを義務付けるためのルールを整備し、12年9月に所要の省令改正を実施。</p> |
| <p>3 (3) 事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革</p> <p>①中小企業を中心とした事業者の事業再建を迅速かつ柔軟に行えるようにするため、再建型の倒産手続の一般法としての民事再生法案の成立を期する。</p> <p>②会社の資産・負債を複数の会社に分割し、企業がその経営資源を効率的に活用できるようにするため、次期通常国会において会社分割制度に係る法案を提出する。</p> <p>③企業会計に関して、国際的調和の観点も踏まえた一連の会計基準の変更（注）を着実に実施する。また、このような新しい会計基準への円滑な移行に関連する諸制度の整備を行う。</p> <p>（注）新しい会計基準移行のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表作成に際し従来の持ち株基準に代え実質的な支配基準・影響力基準を導入し、対象子会社・関連会社の範囲を拡大（平成11年4月以後開始する事業年度より適用） ・税効果会計を連結財務諸表に加え個別財務諸表にも導入（同上） ・金融商品、年金資産・負債の時価評価等の導入（平成12年4月以後開始する事業年度より適用予定） | <p>・昨秋の臨時国会で民事再生法が成立し、12年4月1日より施行された。12年8月末現在の申し立て件数は、333件。</p> <p>・今年の通常国会で、商法を改正する法律が成立し、来春には会社分割制度が創設される予定。</p> <p>・12年3月、金融商品、年金資産・負債の時価評価等の導入のための関係省令を改正。</p> |

| 経済新生対策 | 進捗状況 |
|--|--|
| <p>④港湾運送事業の効率化と日曜・夜間荷役の推進等による港湾運送サービスの向上を図るため、京浜港等9港における港湾運送事業について、需給調整規制の廃止や料金認可制から届出制への移行等を平成12年内に行う法案を次期通常国会に提出するとともに、港湾運送事業者の集約・協業化を推進する。</p> | <p>・今年の通常国会で港湾運送事業法が改正され、主要9港において、11月より需給調整規制の廃止や料金認可制から届出制への移行等がなされる予定。それに合わせ、事業者の事業共同組合化等集約・協業化推進のため、労働者最低保有基準を引き上げる予定。</p> |
| <p>4. 雇用対策 4(1) 中小企業の創業支援等による雇用創出・安定対策</p> <p>①地域の特性等を活かして、新たに労働者を雇い入れ良好で魅力的な雇用機会の創出を行う先導的な中小企業に対し、人材開発・労務管理等を支援するため、中小企業地域雇用創出特別奨励金(仮称)(510億円)を創設する。</p> <p>②人材の確保、円滑な移動の促進、雇用管理の支援等新規・成長分野の事業所、求職者に対する総合的支援を行うため、新規・成長分野人材サービスセンター(仮称)を全国主要都市に設置する。</p> <p>③中小企業の個々具体的な人材ニーズに応じ、その発展を担う人材育成を専修学校等を活用しつつ推進する。</p> <p>④NPO等を含め、介護分野での雇用機会の創出を図るため、介護労働者法改正案を次期通常国会に提出する。</p> <p>⑤大規模なリストラの実施により、大きな影響を受ける地域における雇用創出を図るため、特定地域・下請企業離職者雇用創出奨励金(仮称)(321億円)を創設する。</p> <p>⑥就職環境の厳しい新卒者をはじめとした若年者及び障害者の就職支援対策を強化するため、大学・高校新卒者や若年早期離職者等を対象とした就職面接会や相談コーナーの設置、経営者団体と連携して障害者のトライアル雇用などを実施する「障害者緊急雇用安定プロジェクト」を行う。</p> <p>⑦外国人観光客の訪日の促進等により国内観光需要を早急に拡大するとともに、観光産業における良質なパート労働力の育成を促進し、雇用創出を図る。</p> | <p>・12年1月、中小企業地域雇用創出特別奨励金(510億円)を創設。12年9月末までの申請件数は1,051件、うち700件が選定済。</p> <p>・「新規・成長分野人材サービスセンター」については、11年度は、2箇所(東京、大阪)、12年度は、4箇所(北海道、宮城、愛知、福岡)に設置。12年9月末までに約13,000人が利用。</p> <p>・離職者訓練については、中小企業の個々の具体的な人材ニーズを踏まえ、11年度は、約12万人(推計)を実施、12年度は、約14万人規模まで拡大の予定。</p> <p>・今年の通常国会において、介護分野の良好な雇用機会の創出等を内容とする介護労働者法改正案が成立し、12年4月施行された。</p> <p>・11年12月、特定地域・下請企業離職者雇用創出奨励金(321億円)を創設。12年4月、同奨励金に係る指定事業所(日産自動車株村山工場、日産車体株京都工場、愛知機械工業株港工場)及び指定地域(東京都武蔵村山市、昭島市、京都府宇治市等)を指定。</p> <p>・12年3月、高校新卒者を対象とした就職面接会(71回)、就職準備講習(5,882人)を実施し、未内定者の就職促進を図った。</p> <p>・「若年早期離職者相談コーナー」を、新たに全国5箇所(秋田、茨城、滋賀、兵庫、岡山)に設置。</p> <p>・障害者を対象とした就職面接会を、11年度末までに全国で220回開催し、12年度は、全国で188回開催予定。</p> <p>・「障害者緊急雇用安定プロジェクト」は、12年9月末までに、職場実習受講者4,203人、トライアル雇用者2,999人について実施、うち本雇用に移行したものは1,789人である。</p> <p>・九州・沖縄サミット開催に向けた九州・沖縄地区の魅力をPRするキャンペーン等を実施。</p> <p>・サインシステム(外国人観光客の利便に資する案内、誘導または説明機能を有する設備)については、11年度第2次</p> |

| 経済新生対策 | 進捗状況 |
|--|---|
| | <p>補正予算において4億円を計上し、12年度整備完了に向け9道県15地域において整備中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12年2月から3月にかけて、全国約100ヶ所で「観光ワーキングセミナー」（就労に必要な知識・能力を身につけるための短期研修）を開催（約12,000人受講）。 |
| <p>4(2)「21世紀人材立国計画」の推進等</p> <p>①産学官の連携により、各人・各企業のニーズに応じた人材育成のためのツール開発、教育訓練の斡旋を行うシステムの先導的構築を行うとともに、特に、新規事業展開を担う人材育成を図る中小企業や高齢起業家に対し特別の支援を行う「21世紀人材立国計画」を推進する。</p> <p>②改正労働基準法による新裁量労働制に基づき、創造性豊かな人材がその能力を存分に発揮しうる主体的な働き方ができるよう条件整備を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・11年度第2次補正予算において5億円を計上し、47都道府県に地域人材育成総合センター設置等を行った。 ・11年度第2次補正予算において0.2億円を計上し、「中小企業発展基盤人材育成助成金」（労働者に高度な教育訓練を受けさせる中小企業事業主を支援）について、11年度は、28件の申請を受け付け、18件の受給資格認定を実施。12年度は、引き続き申請を受け付け、総数で250件の受給資格認定を予定。今後、人材育成の実施状況により、助成金を支給予定。 ・11年度第2次補正予算において4億円を計上し、「高齢者共同就業機会創出助成金」（高齢者が共同して行う雇用・就業の機会の創出を図る事業主に対し助成）について、11年度は、事業規模は12件約5,000万円を実施。12年度においては、約300件を対象に引き続き実施（事業規模約18億円）。 ・11年度第2次補正予算において1億円を計上し、先導的教育訓練コースを46コース開発（期間3ヵ月）。 ・11年12月27日に「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」を公布、「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」を告示し、12年4月1日より企画業務型裁量労働制が施行された。 |
| <p>4(3) 早期再就職の促進とセイフティ・ネットの確立</p> <p>①労働力需給調整機能の強化を図るため、改正職業安定法、改正労働者派遣法の円滑かつ効果的な施行、公共職業安定所のインターネットによる情報提供等を行う。</p> <p>②雇用保険制度の安定的運営を確保するとともに、労働者の就職を一層促進するため、雇用保険法改正案を次期通常国会に提出する。</p> <p>③中高年齢者の雇用環境の深刻化に的確に対応して、再就職の援助を行うとともに、65歳までの雇用の確保を図るため、高齢者雇用安定法改正案を次期通常国会に提出する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・改正職業安定法、改正労働者派遣法については、11年12月1日の施行にあわせ改正法の周知等を行った。 ・インターネットを活用した求人情報等の提供については、対象とする求人をも11年12月より札幌市、名古屋市、大阪市、福岡市に拡大し、12年4月より首都圏、近畿圏、仙台市、広島市、北九州市に拡大（12年9月のアクセス件数約25万件）。 ・今年の通常国会において雇用保険法が改正され、13年4月1日施行予定。 ・今年の通常国会において、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正等が成立、12年10月1日施行された。 |
| <p>4(4) 安心して働けるゆとりある勤労者生活の実現</p> | |

| 経済新生対策 | 進捗状況 |
|--|--|
| <p>①ゆとりある勤労者生活の実現、家庭と地域の連携強化等により少子・高齢化社会に適切に対応するため、長期休暇制度の早期実現に向けて、有識者、労使代表等からなる長期休暇制度と家庭生活の在り方に関する国民会議（仮称）を開催し、国民的な運動を展開するとともに、調査研究を行う。</p> <p>②勤労者財形持家融資制度の積極的活用を図ることにより、勤労者の住宅投資を促進する</p> | <p>・12年1月31日より計5回にわたり「長期休暇制度と家庭生活の在り方に関する国民会議」を開催し、12年7月に報告書を取りまとめた。12年2月から3月にかけて、「長期休暇制度と家庭生活の在り方に関するフェア」を全国で開催（参加人数延べ2万人）。</p> <p>・勤労者財形持家融資制度についての積極的広報活動を実施、(11年度は、持家個人融資の貸付決定戸数は14,822戸（前年度の2.66倍）、貸付決定額は2,367億円（前年度の3.26倍）。</p> |
| <p>5. 少子化・高齢化対策、年金改革 (1) 介護対策</p> <p>①介護保険法の円滑な実施のため、制度導入当初の半年間（平成12年4月から9月まで）について、高齢者の保険料を徴収しないことができるよう財政措置を講ずる。さらに、平成12年10月からの1年間について、高齢者の保険料の2分の1を軽減するほか、平成11年度以降の準備経費等の一部に充てることができるよう財政措置を講ずる。</p> <p>②第2号被保険者の負担については、介護保険法の施行に伴う医療保険者の負担のうち、すでに老人医療で負担している分を除いた負担増の1年分について、全体として、新たな負担増をおさえることとし、このため個々の保険者の財政状況等をくみ取りつつ、国が医療保険者に対し財政支援措置を講ずる。</p> <p>③介護保険法の円滑な実施のため、介護関連施設の整備促進等の措置を講ずる。</p> <p>④在宅介護サービスについては、現行制度でも民間企業等の参入が可能となっているが、介護サービス利用の際の選択の自由度を一層高めるため、介護保険法の円滑な実施に向けて、多様な事業主体の参入を促進する。</p> | <p>・「介護円滑導入臨時特例交付金」（7,850億円）を市町村に交付。</p> <p>・11年度第2次補正予算において、介護保険料の円滑な徴収のための給付金を交付するため、健康保険組合連合会（600億円）、国民健康保険中央会（660億円）に基金を造成した。12年5月には、225の健康保険組合に対し203億円を交付し、市町村国保保険者及び国民健康保険組合に対しては、それぞれ204億円、30億円を交付。</p> <p>・11年12月、新ゴールドプラン後の新たなプランとして「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」を策定。11年度第2次補正予算において513億円を計上し、介護関連施設の整備を前倒し実施。また、12年度予算において、ゴールドプラン関係経費として2,714億円を計上。</p> <p>・11年度は、介護サービスへの新規参入のためのマニュアルを作成。12年度から、新規参入予定事業者に対する立ち上げ相談等を行う「サービス事業者振興事業」を実施。</p> |
| <p>5 (2) 少子化・高齢化対策等</p> <p>①平成13年度までに高齢者の作業適性に関する調査を実施し、将来の勤務・作業形態、高齢者対応機器等のあるべき姿を解明する大規模な調査研究を行い、高齢者の雇用・就労を可能とする経済社会の実現を目指す。</p> | <p>・経済企画庁においては、11年度は、人口減少下の経済社会構造に関する北欧諸国の実態調査と欧米諸国の研究事例調査及び今後の共同研究の参考とすべく国際会議を実施。12年度は、社会保障システム、潜在成長力、マクロ経済的側面から見た経済社会構造の研究等、人口減少や高齢者の就労・雇用が経済社会へ与える影響の調査研究を行う予定。</p> |

| 経済新生対策 | 進捗状況 |
|--|---|
| <p>②子育て支援を推進するため、保育所等の整備を進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報の流通システムの構築による情報提供を行う。</p> <p>③11年度に公営住宅へのエレベーター設置等少子・高齢化に対応した良質な公共賃貸住宅3万戸の追加を図る。</p> <p>④少子・高齢化に対応した医療提供体制整備及び保健衛生対策を実施するとともに、障害者プランに基づく関係施策等を推進する。</p> | <p>・労働省においては、12年度は、今後年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現のため、高齢者の活用に係る国内外の先進事例の収集・分析、産業分野別高齢者活用モデルの総合的・実証的研究、高齢者の就業に係る安全確保や能力開発に係る専門的研究を行う予定。</p> <p>・通商産業省においては、12年度は、今後高齢者対応機器の設計等のため、高齢者特性について計測技術の開発及びデータの収集を行う予定。</p> <p>・11年度第2次補正予算において55億円を計上し、新エンゼルプランを着実に推進すべく、多機能保育所を11年度には327カ所整備し、12年度には305カ所整備予定である。</p> <p>・11年度第2次補正予算において3億円を計上し、保育所や子育て支援に関する情報の提供を実施。</p> <p>・11年度第2次補正予算において602億円を計上し、公営住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の良質な公共賃貸住宅について3万戸を追加。</p> <p>・11年度第2次補正予算において192億円を計上し、国立病院・療養所における病室環境等の改善整備（難治性結核患者等を受け入れる病棟整備等）や医療機器整備等を実施。</p> <p>・11年度第2次補正予算において結核緊急事態対策事業費（3億円）を計上し、結核情報データシステムの構築や結核予防マニュアルの作成等を実施。</p> <p>・11年度第2次補正予算において障害者プラン関連施設整備費（45億円）を計上し、障害者に対する保健福祉サービスの提供体制を整備。</p> |
| <p>5（3）年金改革 年金制度については、国民の将来に対する不安を払拭するため、以下の改革を実施する。</p> <p>①将来世代の過重な負担を防ぎ確実な給付を約束するため、年金改革関連法案について、その一日も早い成立に向けて取り組む。</p> <p>②老後における所得確保を図るため、確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、自己責任を原則とする確定拠出型年金の平成12年度からの導入を目指す。</p> <p>③企業年金の統一的基準を定める企業年金法の制定の検討等、包括的な企業年金制度の整備を促進</p> | <p>・本年の通常国会において、国民年金法等の一部を改正する法律等が成立。</p> <p>・本年の通常国会において、確定拠出年金法案を提出したが、衆議院解散に伴い、審議未了・廃案。今後、できる限り速やかに法案再提出を行い、早期の制度導入を目指す予定。</p> <p>・12年8月に「企業年金の受給権保護を図る制度の創設について（案）」（企業年金法（仮称）の骨子案）を公表。</p> |